平成２８年（フ）第４１４号
広島市安佐南区長束４丁目19番２―102号
債務者　平山　好男
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２７号
広島市中区河原町６番２―403号
債務者　池本　幸和
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
長崎県対馬市美津島町賀谷95番地１
債務者　河内　正浩
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
宮崎市潮見町142番地　ＥＰＣＯＴ・１―305号、前住所宮崎市大塚台東１丁目２番地１サンコーポラス大塚台２棟102号
債務者　前原多恵子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９７号
宮崎市南高松町２番25号　後藤アパート202号
債務者　石上　和典
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６６号
宮崎県都城市菓子野町9784番地１
債務者　赤江眞知子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第６７号
宮崎県小林市野尻町紙屋1831番地
債務者　鍛治　美佑
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番56―25号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市唐湊２丁目17番５号（グレードハイム唐湊303号）
債務者　満留　健司
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８４号
神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297―269、住民票上の住所秋田市横森４丁目５番19号
債務者　藤井　光信
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６号
秋田市外旭川松崎138―２、住民票上の住所秋田市飯島川端１丁目４番40号
債務者　桑原　一人
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３号
秋田市寺内堂ノ沢１丁目８番35号　ハイツ寺堂２―３
債務者　間宮　妙子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５号
長野県北安曇郡松川村3363番地1090
債務者　山﨑　智寛
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１１１号
長野県塩尻市大字広丘吉田384番地３　ボンヌシャンス307
債務者　川村　佳孝
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３５号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目13番21―302号、前住所兵庫県宝塚市鹿塩１丁目250番地　北仁川シティハイツ202
債務者　迎山　直美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
奈良県橿原市上品寺町81番地の７　メルシー207
債務者　榎本　加奈
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
大分市賀来西２丁目11番20号（レオパレス宮苑ひまわり201）
債務者　工藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係